

(平成27年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 13 件

厚生年金関係 13 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成5年12月から6年10月までは18万円、同年11月から7年2月までは15万円、同年3月から同年12月までは26万円、8年1月から9年2月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から9年3月31日まで

厚生年金保険の記録について年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低く記録されているので、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成7年3月から8年12月までの各月に係る標準報酬月額記録については、元同僚から提出された給与支給明細書、申立人から提出された7年分及び8年分の給与所得の源泉徴収票により推認できる各月の給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、当該期間のうち、7年3月から同年12月までは26万円、8年1月から同年12月までは32万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成9年1月及び同年2月の標準報酬月額について

は、前述の8年分源泉徴収票及び申立人に係る雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額により推認できる各月の給与支給額はほぼ同額である上、元同僚二人から提出された給与支給明細書において、9年1月及び同年2月の厚生年金保険料控除額は、8年12月と同額が控除されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成5年12月から6年12月までの標準報酬月額について、A社の元事業主は、「個人ごとの給与支給額は覚えていないが、入社時から生活できるぐらいの給与を渡しており、申立人についても、申立人が主張している20万円ぐらいは支給していた。」旨陳述しているところ、元同僚は、「私と申立人は、ほぼ同時期に入社した。B職であった申立人の給与額は、C職であった私の給与額よりも高額であった。」旨陳述しており、これらの陳述内容は、申立人及び元同僚が記憶する自身の給与額とほぼ符合している。

さらに、複数の元同僚のうち二人の給与明細書を見ると、申立期間の始期より前の平成5年8月から7年2月まで、同額の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録については、前述の源泉徴収票、前述の元同僚から提出された給与明細書の厚生年金保険料控除額及び雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額により推認できる給与支給額から、平成5年12月から6年10月までは18万円、同年11月から7年2月までは15万円、9年1月及び同年2月は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は不明と回答しているが、オンライン記録における標準報酬月額が上記により認められる標準報酬月額と長期にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15279

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成13年1月から同年6月までは36万円、同年7月は38万円、同年8月から同年12月までは36万円、14年1月及び同年2月は38万円、同年3月は36万円、同年4月は38万円、同年5月は36万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月は36万円、同年9月は38万円、同年11月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月1日から16年2月1日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が10万4,000円と記録されていることが分かった。

しかし、申立期間については、40万円前後の給与を支給されており、申立期間の一部に係る給与明細書を見ると、当該支給額に対する厚生年金保険料が控除されているので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成13年7月、14年1月から同年9月までの各月及び同年11月に係る標準報酬月額記録については、申立人から提出された給

与明細書において確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、当該期間のうち、13年7月、14年1月及び同年2月は38万円、同年3月は36万円、同年4月は38万円、同年5月は36万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月は36万円、同年9月は38万円、同年11月は30万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成13年1月から同年6月までの各月及び同年8月から同年12月までの各月に係る標準報酬月額の記録については、当該期間に係る給与明細書は無いものの、申立人から提出された当該期間の前後の月に係る給与明細書によると、いずれも基本給として同額の35万円が支給されていることから、当該期間における報酬月額は、少なくとも当該基本給の35万円以上であったと推認できるところ、当該基本給に見合う標準報酬月額（36万円）は、いずれの月も、オンライン記録の標準報酬月額を上回っている。

さらに、前述の給与明細書によると、厚生年金保険料控除額は、いずれの月においても、標準報酬月額38万円に見合う厚生年金保険料として同額が控除されていることから、当該期間においても前後の月と同額の厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

これらの事情を踏まえると、申立期間のうち、平成13年1月から同年6月までの各月及び同年8月から同年12月までの各月に係る標準報酬月額の記録については、前述のとおり推認できる申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成16年8月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、申立期間後に同社の事業主となっている者も、申立期間当時の関係資料を引き継いでおらず不明としているが、オンライン記録において、申立期間のうち、13年1月から14年9月までの各月及び同年11月に係る標準報酬月額が、上記により認められる標準報酬月額と長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、オンライン記録に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、平成14年10月1日から同年11月1日までの期間及び同年12月1日から16年2月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、申立人は、給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、前述のとおり、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間後に同社の代表取締役となつ

ている者も、申立期間当時の関係資料を引き継いでいない旨陳述していることから、当該期間における申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、前述の給与明細書のうち、平成 14 年 8 月、同年 9 月及び同年 11 月の給与明細書を見ると、給与支給額のうち、固定給である基本給の額よりも、毎月変動する水揚手当の額の方が多くなっており、給与支給額も月ごとに変動しているところ、申立人は、「平成 14 年 8 月以後は出来高制の B 職になった。」旨陳述していることから、当該期間の各月について、給与支給額を推認することもできない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する給与支給額及び当該給与支給額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成14年1月から同年9月までは30万円、同年10月及び同年11月は41万円、同年12月及び15年1月は34万円、同年2月は30万円、同年3月から同年5月までは38万円、同年6月は36万円、同年7月は38万円、同年8月は34万円、同年9月及び同年10月は38万円、同年11月は36万円、同年12月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年1月1日から16年1月1日まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が10万4,000円と記録されており、実際の給与支給額と相違していることが分かった。

申立期間に係る給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額記録については、申立人から提出された給与明細書において確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成14年1月から同年9月までは30万円、同年10月及び同年11月

は 41 万円、同年 12 月及び 15 年 1 月は 34 万円、同年 2 月は 30 万円、同年 3 月から同年 5 月までは 38 万円、同年 6 月は 36 万円、同年 7 月は 38 万円、同年 8 月は 34 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 38 万円、同年 11 月は 36 万円、同年 12 月は 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成 16 年 8 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、申立期間後に同社の事業主となっている者も、申立期間当時の関係資料を引き継いでおらず不明としているが、オンライン記録における申立期間の標準報酬月額が上記により認められる標準報酬月額と長期にわたり一致していないことから、申立期間について、事業主は、オンライン記録に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年7月20日

A社から申立期間に支給された賞与に係る年金記録について、賞与額が誤って届出されていたことから、訂正の届出が行われたが、その届出が遅れたため、厚生年金保険法第75条の規定により年金の給付額に反映されない記録となっているので、年金の給付額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る申立期間の賞与明細書により、申立人は、申立期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与明細書に記されている賞与額及び厚生年金保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に事務過誤により申立人に係る賞与の届出を行わなかったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和36年5月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月29日から同年6月1日まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、D社又はA社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

申立期間は、勤務していたD社からA社B支店に転籍した時期であるが、退職すること無く継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、C社の回答及び複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間においてD社又はA社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、D社及びA社B支店に係る双方の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間と同期間において、厚生年金保険に未加入となっている者が申立人を含め13人確認できるところ、当該13人のうち2人は、「自身も申立人も、申立期間の前後において、雇用形態及び業務内容等に何も変化は無かった。」旨陳述している。

さらに、C社は、「申立期間当時、A社B支店が関連会社であるD社を吸収合併したことにより、その時点で、同社における厚生年金保険の被保険者全員を、A社B支店の被保険者とする事務処理が行われたところ、何らかの

事務過誤によりこのような未加入期間が生じたものと考えられるが、申立期間に係る厚生年金保険料は継続して給与から控除していた。」旨回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、D社は昭和36年5月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立人のA社B支店における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和36年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年8月25日は7万円、16年2月25日は3万円、同年8月25日は8万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月
② 平成 16 年 2 月
③ 平成 16 年 8 月

元同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③に係る賞与の記録が無いことが分かった。

当該期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の元代表清算人から提出された賞与に係る賃金関係資料及び同人の回答から、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、前述の資料に記されている賞与額及び当該資料により算出される厚生年金保険料控除額から、8万3,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、前述の賃金関係資料に記されている社会保険料の合計額、前述の元代表清算人から提出された申立人に係る平成16年分源泉徴収票、A社から20年に提出された元従業員に係る賃金台帳及び元従業員か

ら提出された給与明細書に基づき算出される当該期間に係る厚生年金保険料額から推認できる賞与額は、申立人が主張する賞与額とおおむね符合していることなどから総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、申立人の主張並びに前述の資料により推認される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は7万円、申立期間②は3万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間①、②及び③に係る賞与の支給日については、前述の賃金台帳に記されている支給日から、申立期間①は平成15年8月25日、申立期間②は16年2月25日、申立期間③は同年8月25日とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成21年に解散し、23年に清算終了している上、前述の元代表清算人は、申立期間当時の賃金台帳は無く、事情は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和48年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年5月は4万5,000円、同年6月は6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月1日から同年7月1日まで
年金事務所からの照会文書により、A社で勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

昭和48年4月にA社に入社し、49年1月に退職するまで一時的に辞めること無く継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳及びC企業年金基金が保管する加入員期間証明書から、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の人事担当者が、「関係資料が無いので詳細は分からないが、当社のD支店に係る被保険者資格の喪失日と同日に、B支店における被保険者資格を取得させるべきだった。」旨陳述していることを踏まえると、同社D支店における被保険者資格喪失日と同日の昭和48年5月1日とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、前述の申立人に係る賃金台帳において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、昭和48年5月は4万5,000円、同年6月は6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、関係資料を保存しておらず、当該保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成8年3月から12年9月までは44万円、同年10月から15年6月までは47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月1日から15年7月1日まで
ねんきん定期便によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、実際の給与は46万円程度であったにもかかわらず、標準報酬月額が24万円と低く記録されている。

申立期間に係る全ての給与支払明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成8年3月から12年9月までは44万円、同年10月から15年6月までは47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得られないものの、前述の給与支払明細書から確認

できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給与支払明細書から確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（福井）厚生年金 事案 15286

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和52年10月から53年8月までを32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月1日から60年10月1日まで

A社に勤務していた期間の一部の給与支払明細書が見付かったため、日本年金機構から送付されている同社に係る標準報酬月額の記録と突合したところ、申立期間の標準報酬月額の記録が、給与支給額よりも著しく低く記録されていることが分かったので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和52年10月1日から同年11月1日までの期間、53年2月1日から同年4月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、52年10月、53年2月、同年3月及び同年8月は32万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和 52 年 11 月 1 日から 53 年 2 月 1 日までの期間及び同年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、報酬月額及び厚生年金保険料控除額を直接確認できる給与支払明細書等の資料は無いものの、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額は、その前後の期間に係る申立人の給与支払明細書から判断して、いずれも当該給与支払明細書の有る期間と同額程度であったと考えられることから、当該期間の標準報酬月額については、当該給与支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、52 年 11 月から 53 年 1 月までの期間及び同年 4 月から同年 7 月までの期間を 32 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 53 年 11 月 1 日から 54 年 1 月 1 日までの期間、56 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間、同年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、57 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、58 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、59 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間、60 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、申立人から提出された給与支払明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、当該明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和 52 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、53 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、54 年 1 月 1 日から 56 年 4 月 1 日までの期間、同年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、同年 11 月 1 日から 57 年 7 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から 58 年 5 月 1 日までの期間、同年 11 月 1 日から 59 年 1 月 1 日までの期間、同年 2 月 1 日から 60 年 3 月 1 日までの期間及び同年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、A 社は、「保存期間経過のため、申立期間当時の賃金台帳等は残っていない。」旨回答している上、申立人から提出された給与支払明細書のうち、支給年月日が記載されていないものについては、当該明細書に記載されている

社会保険料控除額等に係る検証・分析等を行ったものの、該当する年月を特定することができず、申立人の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和61年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月30日から同年12月1日まで

この度、私と同様にA社及びC社において申立期間の厚生年金保険の加入記録が無かった方について、当該期間の記録訂正を行った旨のお知らせが、年金事務所から届いた。

申立期間当時、総務担当者から、給与の支払元がA社からC社に変わると言われたことはあるが、申立期間の前後で、勤務場所や業務内容に変更は無く、申立期間も継続して勤務していた。

申立期間とその前後の給料支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された給料支払明細書、B社の回答及びA社の申立期間当時における事務担当者の陳述から、申立人は、申立期間も継続して同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書で確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いことから不明としているが、事業主が資格喪失日を昭

和 61 年 12 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を平成8年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月31日から同年11月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

申立期間も前後と変わらず同じ場所で同じように勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の合併後の事業所であるC社から提出された申立人に係る経歴書、同社の回答及び複数の同僚の陳述から、申立人は、申立期間もA社B工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、C社は、「経歴書の内容からすると、申立人は、申立期間も同じ事業所に在籍しているので、申立期間の厚生年金保険料も給与から控除していたと思われる。」旨回答している。

さらに、申立人の申立期間と同じ期間が未加入期間となっている同僚は、「申立人の雇用形態や業務内容等に変化は無かった。私も未加入期間において同じ事業所に勤務しており、平成8年10月の厚生年金保険料も前後と同様に給与から控除されていたと思う。」旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、資格喪失日を平成8年10月31日としたことにより取消しとなった申立人のA社B工場における同年10月の社会保険事務所（当時）の算定記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は不明である旨回答しているものの、事業主が厚生年金保険被保険者の資格喪失日を平成8年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月31日から47年1月1日まで

C社に昭和45年3月10日から平成24年1月3日まで勤務したが、A社からC社D事業本部（現在は、C社E事業本部）に異動した時期である申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された人事記録、F企業年金基金から提出された加入者台帳及び同僚の陳述等から判断すると、申立人は、同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和47年1月1日にA社からC社D事業本部に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和47年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを46年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 8 月 1 日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された普通預金通帳により、申立人は、申立期間にA社から、賞与を支給されていたことが確認できる。

また、A社は、申立人に対し、申立期間に支給した賞与から厚生年金保険料を控除したことを認めている上、同社の従業員から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該期間において、賞与支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の普通預金通帳の振込記録及び従業員から提出された賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出を行っておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 15 日から 55 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。
私は、申立期間を含む昭和 39 年 11 月から 56 年 3 月まで A 社（後に B 社に名称変更）に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から判断すると、申立期間のうち、勤務していた期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、B 社は平成 14 年 3 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は申立期間当時の資料を保管していないとしており、申立期間当時の社会保険事務担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、前述の元事業主は、申立人について、「勤務期間及び給与からの厚生年金保険料控除について、明確に覚えていない。しかし、厚生年金保険に加入させていなければ、給与から厚生年金保険料を控除することはない。」旨陳述している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、同社における被保険者資格を喪失し、数年後に再度、同社における被保険者資格を取得している者が、申立人以外に二人確認でき、当該二人について、雇用保険の記録によると、いずれも前述の厚生年金保険に加入していない数年間の空白期間においても、雇用保険の被保険者記録が継続しているところ、当

該二人から、当該空白期間における厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる陳述は得られない。

これらのことから判断すると、申立期間について、A社では、必ずしも全ての従業員を漏れなく厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15292

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 6 日から 41 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

昭和 39 年 2 月にA社に入社し、同社は後に社名がB社に、また、所在地も変わったものの、45 年 4 月に同事業所を退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和 39 年 4 月以降の期間において、A社及びB社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は昭和 40 年 6 月 21 日に、B社は 62 年 6 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、A社に係る商業登記簿謄本は、保存期間経過のため廃棄されており確認することができず、当時の役員は不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に被保険者記録が確認できる者のうち、複数の元従業員は、「A社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、自身が記憶する同社の入社日と一致していない。」旨陳述しているところ、このうちの一人は、「私は、昭和 39 年 4 月 1 日にA社に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は 41 年 3 月 1 日となっている。厚生年金保険に加入する前に厚生年金保険料を給与から控除されていたか否かは分からない。」旨、また、別の

一人は、「私は高等学校を卒業した昭和 36 年 3 月に A 社に入社したが、入社と同時に厚生年金保険に加入していない。当時、給与の支給時には、正式な給料明細書ではなく、基本給と食事代が記されたメモを事業主の妻からもらっていたが、当該メモには厚生年金保険料の控除は記されていないと思う。」旨それぞれ陳述している。

これらのことから判断すると、A 社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立期間のうち、昭和 40 年 6 月 21 日から 41 年 3 月 1 日までの期間については、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、B 社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間であるところ、オンライン記録によると、A 社と B 社のいずれにも厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元事業主を含む全ての者について、当該期間における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

さらに、当該期間も継続して、A 社及び B 社において勤務したとする複数の元従業員は、「A 社及び B 社において、当該期間及び厚生年金保険に加入していた期間についても、給与から厚生年金保険料が控除されていたか否か分からない。」旨陳述しており、当該期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる陳述は得られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（滋賀）厚生年金 事案 15293

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 29 日から 34 年 8 月 28 日まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、A社における加入期間は脱退手当金支給済みとの回答を受けた。しかし、私は、同社を退職した後、すぐに別の会社で働くつもりであり、脱退手当金を受給していないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないと申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に脱退手当金の受給要件を満たし、資格喪失している39人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、このうち28人が資格喪失後6か月以内に支給決定されており、申立期間当時に社会保険事務手を担当していたとする複数の元同僚は、事業所による代理請求が行われていた旨回答している上、当時は通算年金制度の創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱 B」の表示が確認でき、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳にも、脱退手当金支給額の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険出張所（当時）に回答したことを意味する「回答済」の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和34年12月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自

然さうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15294

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 44 年 2 月 5 日まで

私は、A社（現在は、B社）に約3年間勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間は、昭和44年2月5日から同年7月31日までの5か月間しかないので、申立期間について、調査の上、被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された当時の日記、社員旅行の写真及びA社の複数の同僚の陳述から、申立人は、入社日は特定できないものの、昭和41年4月から同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社は、「申立期間当時の資料は残っておらず、当時の事業主及び経理事務担当者は既に死亡していることから、当時の申立人のことについては分からない。」旨回答している上、当時の同社の顧問税理士事務所は、「当時、給与計算については事業主が行っており、当事務所は関与していない。」と陳述しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、B社は、「当時の事業主から、生前、厚生年金保険に加入を希望する従業員のみ手続を行っていたと聞いている。」旨陳述している上、申立人が記憶する同僚は、「私が入社した時、会社から社会保険に加入するかどうか確認があり、給料が減るのが嫌だったことから、その時は加入しなかった。しかし、後に何らかの理由により加入したと思う。」旨陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認でき、所在が確認できた同僚のうち、自身の入社日を記憶していると回答のあった複数の同僚について、入社日と資格取

得日を比較すると、いずれも資格取得日は入社日より遅くなっている上、申立人から提出された社員旅行の写真に写っている複数の同僚も、写真撮影日の翌年に資格取得していることが確認できることから、同社では、申立期間当時、従業員の希望により厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和44年2月15日であることが確認でき、オンライン記録と一致している上、訂正等の不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 15295

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月
② 平成 15 年 12 月
③ 平成 16 年 4 月
④ 平成 16 年 8 月
⑤ 平成 16 年 12 月
⑥ 平成 17 年 8 月
⑦ 平成 18 年 8 月
⑧ 平成 18 年 12 月
⑨ 平成 19 年 4 月
⑩ 平成 19 年 8 月

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間①から⑩までに支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、C金融機関D支店から提出された普通預金移動月報及び預金取引明細表により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

しかし、A社に、申立人の申立期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について照会したが、回答が得られない。

また、申立期間に係る年間の給与収入額及び社会保険料控除額が確認できる課税資料について、E税務署及びF市G区に照会したものの、いずれも、「申立人の申立期間に係る課税資料については、保存していない。」旨回答しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することがで

きない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（和歌山）厚生年金 事案 15296

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 1 日から 44 年 3 月 1 日まで
A 社における厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとなっているが、脱退手当金を請求したことや受給した記憶も無いので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 4 月 25 日に支給決定されている上、申立人の A 社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱退」の押印が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち昭和52年1月14日から53年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないため、申立人のA社における資格取得日（昭和52年1月14日）に係る記録を取り消し、53年4月1日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年8月1日から53年4月1日まで
② 昭和53年7月26日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

私は、昭和51年8月1日から53年8月末までA社の寮に住み込みで勤務し、B業務に従事していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①のうち、昭和52年1月14日から53年4月1日までの期間に係る厚生年金保険被保険者資格の記録については、i) 当該期間にA社での在籍が確認できる元取締役及び元従業員の陳述並びに申立人が同社の寮と一緒に住み込みで勤務した同職種の同僚として名前を挙げた元従業員の被保険者資格喪失日から判断すると、当該期間において同社に勤務していたことが認められること、ii) 複数の同僚は、「A社では、正社員であれば、全員が厚生年金保険に加入していたと思う。」旨陳述している上、当該元取締役は、「B業務職の資格要件は無く、実務経験が無いことを理由に試用期間を延長したり、厚生年金保険に加入させない取扱いをするようなことは無かった。」旨陳述していることなどから、申立人は、申立期間のうち、52年1月14日から53年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義

務を履行していないことが認められるとして、既に年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時）で決定したあっせん案の報告に基づき、平成 23 年 9 月 6 日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 1 項の規定により、資格取得日が昭和 52 年 1 月 14 日に、標準報酬月額が 14 万 2,000 円に訂正されている。

しかしながら、当該あっせん後に、A 社から年金記録確認近畿地方第三者委員会に対して新たに提出された申立人に係る昭和 52 年分賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、昭和 52 年 1 月から同年 12 月までの厚生年金保険料については控除されていないことが確認できる。

また、前回、あっせんの判断理由の一つとして、同僚が、「A 社では、正社員であれば、全員が厚生年金保険に加入していたと思う。」旨、元取締役が、「B 業務職の資格要件は無く、実務経験が無いことを理由に試用期間を延長したり、厚生年金保険に加入させない取扱いをするようなことは無かった。」旨陳述していることを挙げていたが、上記のとおり、昭和 52 年 1 月から同年 12 月までの厚生年金保険料は控除されていない上、A 社の事業主に再度聴取したところ、同事業主は、「当社は、従業員を必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった。また、厚生年金保険に加入していない者から加入の希望があった場合は加入させていた。」旨陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち昭和 52 年 1 月 14 日から 53 年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。